

計画の推進に向けて

本計画の計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。

なお、国の策定方針に沿って概ね5年毎に改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。

進捗状況や達成状況については、計画の策定（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施していきます。

区民・事業者・行政の役割

区民の役割

- ①排出抑制
ごみが出ない製品を選ぶなど、ごみ排出量の削減に努めます。
- ②再使用（リユース）
不用品等を繰り返し使うよう努めます。
- ③再資源化（リサイクル）
資源をごみに混入させるのではなく、適正な回収ルートに排出します。
- ④適正排出
分別を徹底し、ごみ減量と集積所の美化に努めます。

事業者の役割

- ①発生抑制
ごみが出ない製品の製造や流通、販売などを促進し発生抑制に努めます。
- ②再使用（リユース）
事業活動に使用する物を繰り返し使うよう努めます。
- ③再資源化（リサイクル）
資源をごみに混入させるのではなく、各個別リサイクル法を推進します。
- ④適正排出
廃棄物の排出及び処分については、事業者責任による自己処理に努めます。

行政の役割

- ①区民・事業者への啓発活動
区民・事業者に対してごみ量の現状やコスト等について情報提供を行い、ごみ減量化に繋がる啓発活動の充実に努めます。
- ②区民・事業者への支援
区民・事業者に対して、集団回収活動や環境学習を通じて必要な支援を行います。
- ③再資源化（リサイクル）
区民・事業者がリサイクルするための環境づくりを率先して行います。
- ④適正処理
適正な収集・運搬体制と、中間処理及び埋立処分を推進します。

第三次足立区一般廃棄物処理基本計画(概要版)

発行：足立区環境部ごみ減量推進課清掃計画係
〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1
電話:03-3880-5813
FAX:03-3880-5604
発行年月日：2014(平成26)年3月
登録番号：25-1882

資料1

第三次足立区一般廃棄物処理基本計画

概要版

(平成26年度～平成35年度)

基本理念

平成20年6月21日、区では地球温暖化問題の現状と防止策の必要性を区民とともに考える「環境サミットin足立」を開催しました。これをきっかけとして、区民・事業者の地球環境に対する関心が高まり、環境分野を重要施策として推進しています。

また、平成23年3月11日には、東日本大震災が発生しました。「危機に対する備え」の重要性が再認識され、あわせて電力不足により23区中2区のみが対象となった計画停電を経験し、地域における持続可能な社会づくりの大切さを痛感しました。

このような社会情勢の変化によって、区民のライフスタイルが様変わりし、節電や循環型社会に対する意識が高まっています。

平成18年度以降、ごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみ排出量は景気動向に左右されるとも言われています。種類や処理方法も多様化していることから、中長期的視点で地域との協力関係のもと、一層の効率的な資源・エネルギーの利用と、ごみの発生抑制や適正な処理が求められています。

ごみの発生を抑制し、環境負荷の少ない循環型社会を構築するには、とりわけリデュース（ごみを作らない）、リユース（繰り返し使う）の実践が不可欠です。その上で、更にリサイクル（再資源化する）へと、区民のライフスタイルそのものの転換を目指していかなければなりません。

そこで、区民一人ひとりの生活様式の見直しも含めて、従来の生産・消費・廃棄の社会経済活動の発想の転換のもと、持続可能な循環型社会の形成が区の目指す姿です。



